

令和 7 年度

水 質 検 査 計 画

たつの市上下水道部上水道課

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水道施設の概要
- 4 水源及び原水の状況
- 5 検査内容及び採水地点
- 6 水質検査項目と検査頻度
- 7 水質検査方法
- 8 臨時の水質検査
- 9 水質検査の公表
- 10 水質検査の精度と信頼性の保証
- 11 関係者との連携

～参考資料～

- ① 施設配置及び採水地点位置図
- ② 水質検査地点の系統図
- ③ 採水地点別一覧表
- ④ 月別実施計画一覧表
- ⑤ 検査項目一覧表
- ⑥ 基準値一覧表・農薬一覧表
- ⑦ 検査実施機関名

1. 基本方針

たつの市水道事業は、使用者に安全な水を安定供給するため、水源である地下水の特徴と水質管理において留意すべき事項を踏まえて水質検査計画を策定しました。

- (1) 検査及び採水地点は、水質基準が適用される給水栓に加えて、浄水場や水源地及びその出口とします。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目*1検査計画に位置づけることが望ましいとされている水質管理目標設定項目*2を基本に、安全で良質であることを確認するために必要な項目を行います。
- (3) 検査頻度について、以下のとおり実施します。

- ① 浄水場や水源地では、浄水処理における水質の変化を監視するため、濁り及び残留塩素等の監視を連続的に行い、浄水場や水源地出口では、色、濁り、残留塩素を、また市内給水栓では残留塩素等の測定(水道法施行規則第15条第1項一号)を、1日1回行います。

また、一般細菌、有機物(TOC)、味、臭気及び濁度等の検査を、浄水場や水源地出口及び市内給水栓で月1 回行います。

② 全項目検査

ア. 給水栓は、3ヶ月に1回行うこととしますが、水質が安定して良好であり水質基準を十分に満足し、検査頻度を緩和することが可能な項目については、年1回行います。

イ. 全ての水源の原水は、最も水質が悪化する時期に、年1回行います。

*1 水質基準項目:水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令101号)に規定された水道水が備えなければならない基準値等が定められている項目。

*2 水質管理目標設定項目 : 厚生労働省健康局長通知(平成15年10月10日付健発101 0004号)により水質基準を補完する目的で設定された項目。

(平成19年11月14日改正)

2. 水道事業の概要

給水区域	たつの市龍野地区及び新宮地区（光都地区を除く） （令和5年度決算より）	
給水人口	51,501人	計画52,400人(平成27年度認可)
普及率	99.9%	
給水戸数	21,956戸	
計画1日最大給水量	25,200m ³	(平成27年度認可)
1日最大給水量	19,806m ³	
1日平均給水量	16,877m ³	

3. 水道施設の概要

地区別	施設名	種別	能力	備考
龍野	龍野水源地	浅層地下水	800m ³ /日	
	神岡水源地	浅層地下水	600m ³ /日	予備
	揖保浄水場	浅層地下水	3,000m ³ /日	紫外線処理
	龍野浄水場	浅層地下水	9,000m ³ /日	膜処理
	揖保南浄水場	浅層地下水	6,200m ³ /日	紫外線処理
新宮	新宮浄水場	浅層地下水	2,200m ³ /日	紫外線処理
	井野原水源地	浅層地下水	1,100m ³ /日	
	香山浄水場	浅層地下水	2,200m ³ /日	膜処理
	栗町浄水場	浅層地下水	500m ³ /日	膜処理
	満喜浄水場	浅層地下水	200m ³ /日	膜処理

4. 水源及び原水の状況

たつの市の水源は、全て浅層地下水であり、過去の検査結果において基準を超えた項目はありません。しかし、原水の汚染要因及び水質管理上注目しなければならない点を以下に示しました。

〈原水の汚染要因〉

- ① 農薬散布、工場等の薬品、油類等の突発汚染事故による地下水の汚染。
- ② 水源の近傍上流域又は周辺に、し尿や下水家畜の糞尿等処理する施設等の排出源がある場合は、耐塩素性の病原生物であるクリプトスポリジウム等による汚染。

5. 検査内容及び採水地点

* 別添地図参照

(1) 連続監視

各系統の主要部分に設置した連続監視装置

(2) 毎日検査を行う地点(供給水)

- ・龍野地区・・・浄水場、水源地5箇所及び末端給水栓9箇所
- ・新宮地区・・・浄水場、水源地5箇所及び末端給水栓8箇所

(3) 1ヶ月に1回検査を行う地点(供給水)

- ・龍野地区・・・浄水場、水源地5箇所及び末端給水栓6箇所
- ・新宮地区・・・浄水場、水源地5箇所及び末端給水栓7箇所

(4) 3ヶ月に1回検査を行う地点(供給水)

- ・龍野地区・・・末端給水栓5箇所
- ・新宮地区・・・末端給水栓4箇所

(5) 年1回、全項目検査を行う地点(供給水)

- ・龍野地区・・・末端給水栓5箇所
- ・新宮地区・・・末端給水栓4箇所

(6) 年1回、目標設定項目を行う地点

- ・龍野地区・・・末端給水栓5箇所(供給水)
- ・新宮地区・・・末端給水栓4箇所(供給水)
- ・新宮地区・・・栗町1号井(原水)農薬

6. 水質検査項目と検査頻度

(1) 水質基準が適用される供給水の水質検査と検査頻度

① 水質検査項目

ア. 法令に基づき、給水栓において水質基準項目(51項目)及び必要項目(3項目)の検査を行います。

イ. 水質管理目標設定項目は、水道水質管理上留意すべきものとして年1回行います。

② 検査頻度

ア. 供給水の色、濁り、消毒の残留効果の検査は、1日1回行います。

イ. 水の基本的性状を示す項目及び病原生物の指標である9項目についての検査は毎月1回行います。

ウ. 法令に基づく給水栓での検査（全項目51項目）は、過去3年の検査結果が基準値の1/5を超えた項目のうち省略可能な項目は3ヶ月に1回行い、1/5以下の項目のうち省略可能な項目は年1回まで緩和し行います。

エ. 給水栓において水質基準項目（全項目51項目）及び必要項目（3項目）は、年1回行います。

オ. 水質管理目標設定項目の必要項目については、年1回行います。

(2) 原水の水質検査項目と検査頻度

① 水質検査項目

ア. 浄水処理工程における適正な水質管理の面から、各水源において原水の水質基準項目(40項目)及び必要項目(2項目)を行います。

② 検査頻度

ア. 全項目検査は、年1回行います。

イ. 水源の安全性を確保するための指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査は、高度浄水処理未整備の水源において隔月で行います。

また、整備済みの施設においても、原水の状況を把握するために年1回行います。

ウ. 水質管理目標設定項目の必要項目（農薬）については、1箇所の水源で年1回行います。

7. 水質検査方法

水質検査は以下の検査機関で行い、水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法は国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」）によって行います。

＜水質検査機関＞

- ・厚生労働大臣登録検査機関

8. 臨時の水質検査

水源及び河川等で、次のような水質変化があり、水質基準を超えるおそれがある場合は、直ちに取水を停止し臨時の水質検査を行います。

- (1) 原因不明の色及び濁りに変化が生じるなど水質が著しく悪化したとき。
- (2) 臭気などに著しい変化が生じたとき。
- (3) 河川において魚の浮遊等が見られたとき。
- (4) その他、必要があると認められたとき。

臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、供給水の安全性について確認します。

9. 水質検査の公表

水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果は4月と10月にホームページで公表します。また、水質検査計画は過去の検査結果を考慮し毎年作成します。

10. 水質検査の精度と信頼性の保証

水質検査は、測定値の精度と信頼性を確保するため、水道法第20条3項による厚生労働大臣登録機関等に委託し、正確かつ高い精度を確保します。

また、検査機関の検査状況及び精度管理体制等の確認を必要に応じて行います。

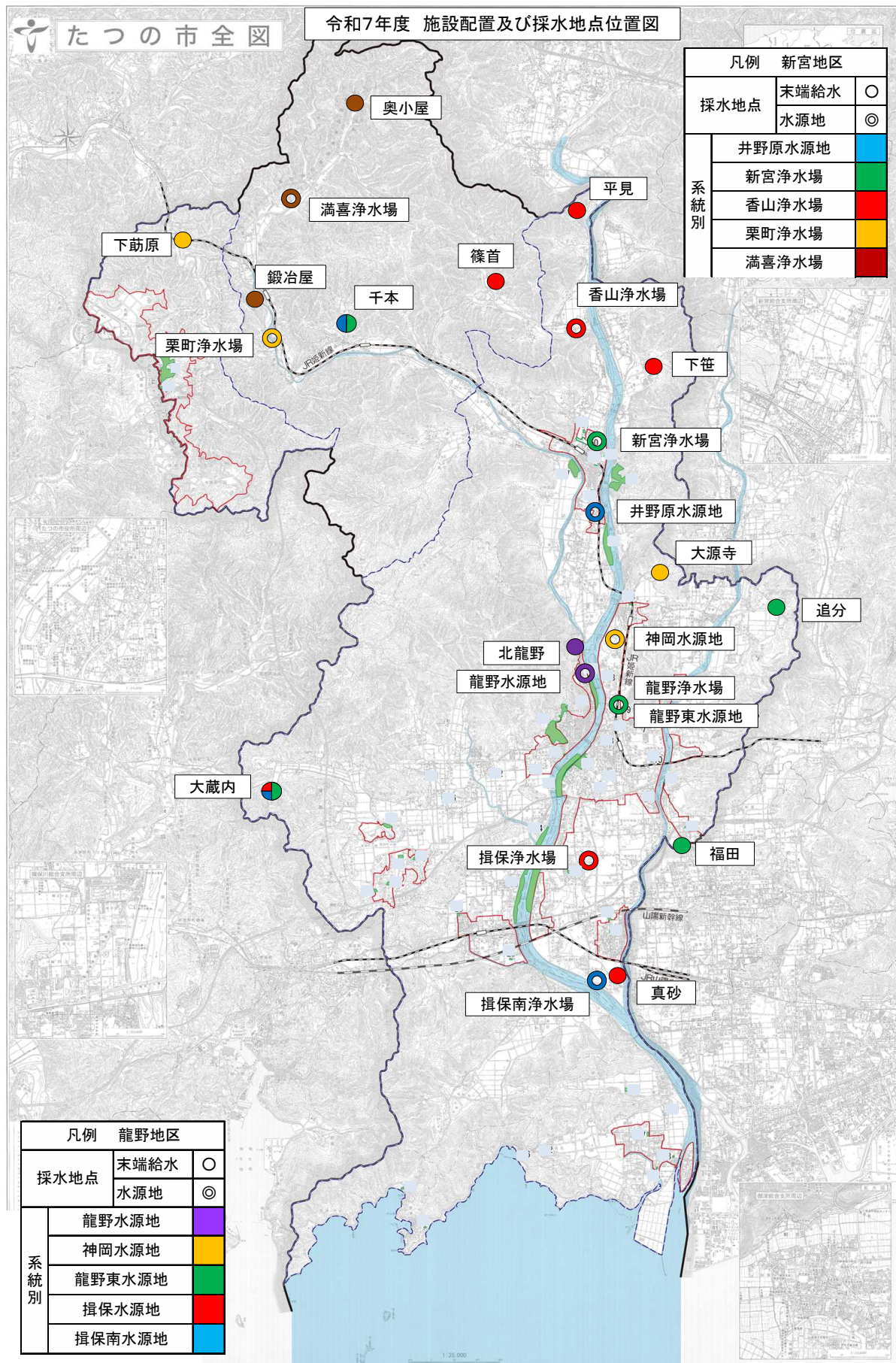
※ 下記の水質検査機関にそれぞれ委託します。

- ・ 龍野健康福祉事務所 毎月9項目検査(浄水)、指標菌検査(原水)
- ・ 厚生労働大臣登録機関 毎月9項目検査(浄水)、指標菌検査(原水)
水質管理目標設定項目検査
クリプトスポリジウム等

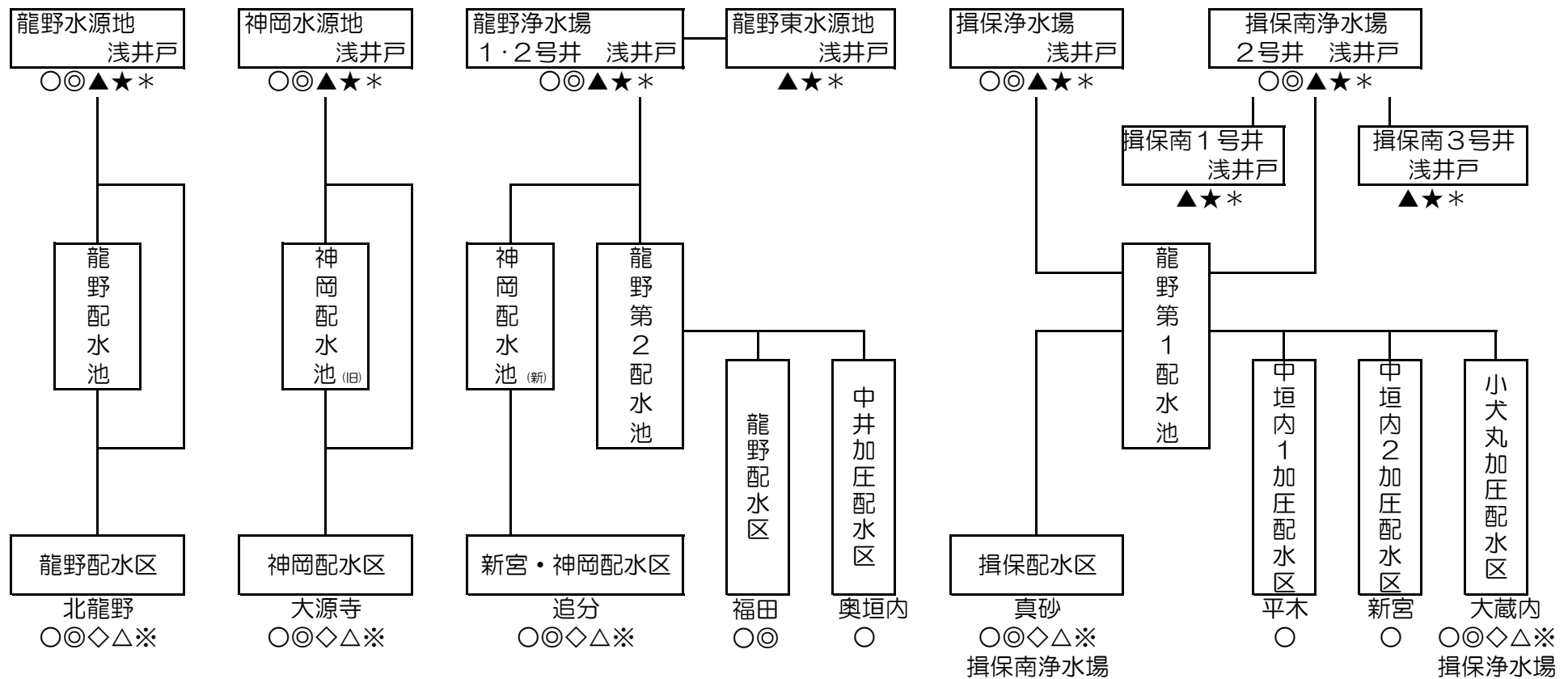
11. 関係者との連携

- (1) 水道水が原因で水質事故が発生した場合は、龍野健康福祉事務所と連携をとり水質検査等を行います。
- (2) 河川等で水質汚染事故が発生した場合は、龍野健康福祉事務所及び近隣市町と情報交換を図りながら現地調査を行い、浄水場での処理過程及び水質監視を強化します。

また、水質基準を超えるおそれがある場合は、直ちに取水を停止し必要な措置をとります。



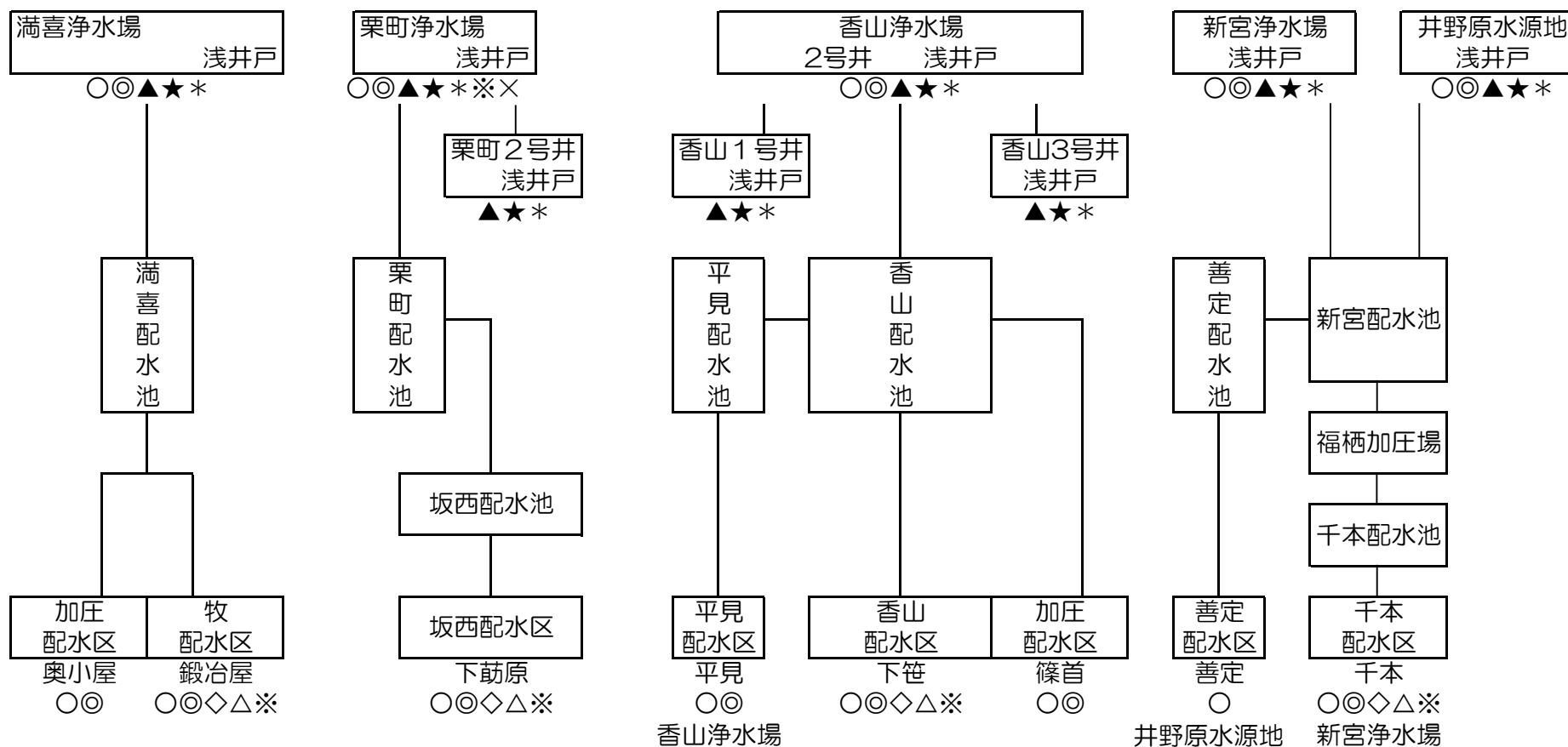
水質検査地点の系統図



- ・・・毎日検査(供給水)水の色・濁り及び消毒の残留効果
- ◎・・・毎月検査(供給水)省略不可能の9項目)
- ◇・・・3ヶ月に1回(供給水)
- △・・・年に1回(供給水)
- ▲・・・年に1回(原水)
- *・・・大腸菌及び嫌気性芽胞菌検査(原水、指標菌)
- ★・・・年に1回クリプトスポリジウム(原水)
- ※・・・年に1回目標設定項目(供給水)
- ×・・・年に1回目標設定項目(原水)

水質検査地点の系統図

新宮地区



- ・・・毎日検査(供給水)水の色・濁り及び消毒の残留効果
- ◎・・・毎月検査(供給水)省略不可能の9項目)
- ◇・・・3ヶ月に1回(供給水)
- △・・・年に1回(供給水)
- ▲・・・年に1回(原水)
- *
- ★・・・年に1回クリプトスポリジウム(原水)
- ※・・・年に1回目標設定項目(供給水)
- ×

採水地点別一覧表

地区	採水箇所	毎日検査実施箇所		毎月検査実施箇所		隔月検査実施箇所		3ヶ月1回検査実施箇所	全項目検査実施箇所(年1回)				目標設定項目実施箇所(年1回)			
		浄水		浄水		原水			原水		浄水		原水	浄水		
		浄水場内	給水栓	浄水場内	給水栓	指標菌	クリプト		浄水	原水	クリプト	浄水場内	給水栓	原水	浄水場内	給水栓
龍野地区	龍野水源地	○		◎		*	★		▲	★*						
	神岡水源地	○		◎		*	★		▲	★*						
	龍野浄水場 1号井	○		◎					▲	★*						
	龍野浄水場 2号井								▲	★*						
	龍野東水源地								▲	★*						
	揖保浄水場	○		◎					▲	★*						
	揖保南 1号井								▲	★*						
	揖保南浄水場2号井	○		◎					▲	★*						
	揖保南浄水場3号井								▲	★*						
	北龍野		○		◎				◇				△			※
	大源寺		○		◎				◇				△			※
	追分		○		◎				◇				△			※
	福田		○		◎											
	奥垣内		○													
	真砂		○		◎				◇				△			※
平木		○														
新宮		○														
小犬丸(大蔵内)		○		◎				◇				△			※	
集 計		14		11		2	2	5	9	9	5			5		
新宮地区	満喜浄水場	○		◎					▲	★*						
	栗町浄水場	○		◎					▲	★*			※			
	栗町第2水源地								▲	★*						
	香山第1水源地								▲	★*						
	香山浄水場第2水源地	○		◎					▲	★*						
	香山第3水源地								▲	★*						
	新宮浄水場	○		◎					▲	★*						
	井野原水源地	○		◎		*	★		▲	★*						
	奥小屋		○		◎											
	鍛冶屋		○		◎				◇				△		※	
	下筋原		○		◎				◇				△		※	
	平見		○		◎											
	下笹		○		◎				◇				△		※	
	篠首		○		◎											
	善定		○													
千本		○		◎				◇				△		※		
集 計		13		12		1	1	4	8	8	4		1	4		

月別実施計画一覧表

龍野地区 供給水

採水月日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採水地点												
龍野水源地	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
神岡水源地	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
龍野浄水場	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
揖保水源地	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
揖保南浄水場	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
北龍野	◎	◎◇	◎	△	◎※	◎	◎◇	◎	◎	◎◇	◎	◎
大源寺	◎	◎◇	◎	△	◎※	◎	◎◇	◎	◎	◎◇	◎	◎
追分	◎	◎◇	◎	△	◎※	◎	◎◇	◎	◎	◎◇	◎	◎
福田	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
真砂	◎	◎◇	◎	△	◎※	◎	◎◇	◎	◎	◎◇	◎	◎
小犬丸(大蔵内)	◎	◎◇	◎	△	◎※	◎	◎◇	◎	◎	◎◇	◎	◎

◎・・・検査(省略不可・9項目)

指定検査機関

◇・・・3か月1回実施(18項目 6・9～11・21～31・33・39・40)

指定検査機関

△・・・年1回実施(全51項目+3)

指定検査機関

※・・・目標設定項目(8項目 1～3・7～10・25)

指定検査機関

龍野地区 原水

採水月日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採水地点												
龍野水源地	*	★	*	★▲	*	★	*	★	*	★	*	★
神岡水源地	*	★	*	★▲	*	★	*	★	*	★	*	★
龍野東水源地				★▲			*					
龍野浄水場 1号井				★▲			*					
龍野浄水場 2号井				★▲			*					
揖保水源地				★▲			*					
揖保南浄水場1号井				★▲			*					
揖保南浄水場2号井				★▲			*					
揖保南浄水場3号井				★▲			*					

*・・・大腸菌及び嫌気性芽胞菌検査(指標菌)

指定検査機関

★・・・クリプトスポリジウム検査

指定検査機関

▲・・・年に1回実施(全40項目+2)

指定検査機関

×・・・目標設定項目(1項目 28)

指定検査機関

月別実施計画一覧表

新宮地区 供給水

採水月日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採水地点												
満喜浄水場	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
栗町浄水場	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
香山浄水場	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
新宮浄水場	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
井野原水源地	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
奥小屋	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
鍛冶屋	◎	◎◇	◎	△	◎※	◎	◎◇	◎	◎	◎◇	◎	◎
下筋原	◎	◎◇	◎	△	◎※	◎	◎◇	◎	◎	◎◇	◎	◎
千本	◎	◎◇	◎	△	◎※	◎	◎◇	◎	◎	◎◇	◎	◎
下笹	◎	◎◇	◎	△	◎※	◎	◎◇	◎	◎	◎◇	◎	◎
篠首	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
平見	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

◎・・・検査(省略不可・9項目)

指定検査機関

◇・・・3か月1回実施(18項目 6・9～11・21～31・33・39・40)

指定検査機関

△・・・年1回実施(全51項目+3)

指定検査機関

※・・・目標設定項目(8項目 1～3・7～10・25)

指定検査機関

新宮地区 原水

採水月日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採水地点												
満喜浄水場				★▲			*					
栗町浄水場				★▲×			*					
栗町第2水源				★▲			*					
香山第1水源				★▲			*					
香山浄水場				★▲			*					
香山第3水源				★▲			*					
新宮浄水場				★▲			*					
井野原水源地	*	★	*	★▲	*	★	*	★	*	★	*	★

*・・・大腸菌及び嫌気性芽胞菌検査(指標菌)

指定検査機関

★・・・クリプトスポリジウム検査

指定検査機関

▲・・・年に1回実施(全40項目+2)

指定検査機関

×・・・目標設定項目(1項目 15農薬) 栗町水源

指定検査機関

検査項目一覧表

番号	項目	判定	説明	計 画								備 考				
				毎日	毎月		隔月	3ヶ月1回		年1回	目標項目		年1回			
				浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水		浄水			
1	一般細菌	100個以下	月1回以上、省略不可			○			○	○						
2	大腸菌	検出されないこと				○			○	○						
3	カドミウム及びその化合物	基準値の10%以下							○	○					20%以下のため年1回実施	
4	水銀及びその化合物	基準値の10%以下							○	○						
5	セレン及びその化合物	基準値の10%以下							○	○						
6	鉛及びその化合物	基準値の10%以下						○		○	○				20%超のため3カ月に1回実施	
7	ヒ素及びその化合物	基準値の20%以下							○	○	○				20%以下のため年1回実施	
8	六価クロム化合物	基準値の10%以下						○		○	○					
9	亜硝酸態窒素	基準値の10%以下		3か月に1回以上、省略不可			○			○	○					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	基準値の10%以下					○			○	○	○				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	基準値の20%以上				○			○	○	○				20%超のため3カ月に1回実施	
12	フッ素及びその化合物	基準値の10%以上							○	○	○					
13	ホウ素及びその化合物	基準値以下							○	○	○				20%以下のため年1回実施	
14	四塩化炭酸	基準値以下							○	○	○					
15	1,4-シオキサン	基準値以下							○	○	○					
16	ジ(2-エチルヘキシル)-2,2'-ジクロロエチレン	基準値以下	基準値の10%以下は3年に1回以上、20%以下は1年に1回以上							○	○	○				20%以下のため年1回実施
17	ジクロロメタン	基準値以下								○	○	○				
18	テトラクロロエチレン	基準値以下								○	○	○				
19	トリクロロエチレン	基準値以下							○	○	○					
20	ベンゼン	基準値以下							○	○	○					
21	塩素酸	基準値以下						○		○	○					
22	クロロ酢酸	基準値以下						○		○	○					
23	クロロホルム	基準値以下						○		○	○					
24	ジクロロ酢酸	基準値以下						○		○	○					
25	ジブロモクロロメタン	基準値以下						○		○	○					
26	臭素酸	基準値以下	3か月に1回以上、省略不可					○	○	○				消毒副生成物		
27	総トリハロメタン	基準値以下						○	○	○	○					
28	トリクロロ酢酸	基準値以下						○	○	○	○					
29	ブロモジクロロメタン	基準値以下						○	○	○	○					
30	ブロモホルム	基準値以下						○	○	○	○					
31	ホルムアルデヒド	基準値以下						○	○	○	○					
32	亜鉛及びその化合物	基準値以下							○	○	○					20%以下のため年1回実施
33	アルミニウム及びその化合物	基準値以下		基準値の10%以下は3年に1回以上、20%以下は1年に1回以上					○	○	○					20%超のため3カ月に1回実施
34	鉄及びその化合物	基準値以下								○	○	○				
35	銅及びその化合物	基準値以下								○	○	○				
36	ナトリウム及びその化合物	基準値以下							○	○	○				20%以下のため年1回実施	
37	マンガン及びその化合物	基準値以下							○	○	○					
38	塩化物イオン	基準値の20%以下	月1回以上、省略不可				○		○	○	○					
39	加圧水素ガス等(硬度)	基準値の20%以下							○	○	○	○				20%超のため3カ月に1回実施
40	蒸発残留物	基準値の20%以上								○	○	○				
41	陰イオン界面活性剤	基準値以下								○	○	○				
42	ジェオスミン	基準値以下			基準値の50%以下で、周辺状況を勘案し省略可能					○	○	○				20%以下のため年1回実施
43	2-メチルイソボルネオール	基準値以下								○	○	○				
44	非イオン界面活性剤	基準値以下								○	○	○				
45	フェノール類	基準値以下								○	○	○				
46	有機物（TOCの量）	基準値の20%以上								○	○	○				
47	PH値	5、8～8.6					○		○	○	○	○				
48	味	異常でないこと	月1回以上、省略不可				○		○	○	○					
49	臭気	異常でないこと					○		○	○	○	○				
50	色度	5度以下				○	○		○	○	○	○				
51	濁度	2度以下				○	○		○	○	○	○				
	・アンモニア態窒素			目標・指導項目						○						
	・侵食性遊離炭酸															
	・ランゲリア指数											○				
	・遊離炭酸											○				
	・残留塩素											○				
	・指標菌															
	・クリプトスポリジウム					○								偶数月		
							○			○				奇数月		
1	アンチモン及びその化合物		目標設定項目										○			
2	ウラン及びその化合物												○			
3	ニッケル及びその化合物												○			
4	1,2-ジクロロエタン															
5	トルエン															
6	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）															
7	亜塩素酸													○		
8	二酸化塩素													○		
9	ジクロロアセトニトリル													○		
10	抱水クロラール													○		
11	農薬類	別紙、農薬一覧表										○		栗町水源で実施		
12	残留塩素													目標・指導項目で実施		
13	カルシウム、マグネシウム等（硬度）													全項目39で実施		
14																
15	マンガン及びその化合物		目標設定項目											全項目37で実施		
16	遊離炭酸														目標・指導項目で実施	
17	1,1,1-トリクロロエタン															
18	メチルセブチルエーテル															
19	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）															
20	臭気強度（TON）															
21	蒸発残留物														全項目40で実施	
22	濁度														全項目51で実施	
23	pH														全項目47で実施	
24	腐食性（ランゲリア指数）														目標・指導項目で実施	
25	従属栄養細菌												○			
26	1,1-ジクロロエチレン															
27	アルミニウム及びその化合物													全項目33で実施		
28	PFOS,PFOA															
29																
30																

基準値一覧表

<水質基準項目>

令和2年4月施行

項番	項 目	基 準 値
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること
2	大腸菌	検出されないこと
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下であること
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下であること
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下であること
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下であること
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下であること
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下であること
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下であること
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下であること
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下であること
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること
16	ジ及びトリ-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下であること
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下であること
30	ブromホルム	0.09mg/l以下であること
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下であること
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下であること
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下であること
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下であること
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下であること
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下であること
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること※1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること※1
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること
45	フェノール類	フェノールとして0.005mg/l以下であること
46	有機物等(TOC)※2	3mg/l以下であること
47	pH	5.8以上8.6以下であること
48	味	異常でないこと
49	臭気	異常でないこと
50	色度	5度以下であること
51	濁度	2度以下であること

<水質管理目標設定項目>

令和2年4月施行

項 目	目 標 値
アンチモン及びその化合物	0.02mg/l以下
ウラン及びその化合物	0.002mg/l以下(暫定)
ニッケル及びその化合物	0.02mg/l以下(暫定)
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下
トルエン	0.4mg/l以下
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/l以下
亜塩素酸	0.6mg/l以下
二酸化塩素	0.6mg/l以下
ジクロロアセトニトリル	0.01mg/l以下(暫定)
抱水クロラール	0.02mg/l以下(暫定)
農薬類	検出値と目標値の比の和として1以下
残留塩素	1mg/l以下
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/l以上100mg/l以下
マンガン及びその化合物	0.01mg/l以下
遊離炭酸	20mg/l以下
1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/l以下
メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/l以下
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/l以下
臭気強度(TON)	3以下
蒸発残留物	30mg/l以上200mg/l以下
濁度	1度以下
pH	7.5程度
腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0近づく
従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下
アルミニウム及びその化合物	アルミニウム量に関して0.1mg/l以下
PFOS,PFOA	PFOS及びPHOAの量の和として0.00005mg/l以下

農薬一覧

令和4年4月施行

番号	農薬名	用途	目標値 (mg/L)	実施項目	番号	農薬名	用途	目標値 (mg/L)	実施項目
1	1, 3-ジクロロプロベン(D-D)	殺虫剤	0.05	○	59	チオジカルブ	殺虫剤	0.08	○
2	2, 2-DPA(ダラポン)	除草剤	0.08	○	60	チオファネートメチル	殺虫剤・殺菌剤	0.3	○
3	2, 4-D(2, 4-PA)	除草剤	0.02	○	61	チオベンカルブ	除草剤	0.02	○
4	EPN 注1)	殺虫剤	0.004	○	62	テフリルトリオン	除草剤	0.002	○
5	MCPA	除草剤	0.005	○	63	テルブカルブ(MBPMC)	除草剤	0.02	○
6	アシュラム	除草剤	0.9	○	64	トリクロピル	除草剤	0.006	○
7	アセフェート	殺虫剤・殺菌剤	0.006	○	65	トリクロルホン(DEP)	殺虫剤	0.005	○
8	アトラジン	除草剤	0.01	○	66	トリシクラゾール	殺虫剤・殺菌剤・植物成長調整剤	0.1	○
9	アニロホス	除草剤	0.003	○	67	トリフルラリン	除草剤	0.06	○
10	アミラズ	殺虫剤	0.006	○	68	ナプロパミド	除草剤	0.03	○
11	アラクロール	除草剤	0.03	○	69	パラコート	除草剤	0.01	○
12	イソキサチオン 注1)	殺虫剤	0.005	○	70	ピペロホス	除草剤	0.0009	○
13	イソフェンホス 注1)	殺菌剤	0.001	○	71	ピラクロニル	除草剤	0.01	○
14	イソプロカルブ(MIPC)	殺虫剤	0.01	○	72	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004	○
15	イソプロチオラン(IPT)	殺虫剤・殺菌剤・植物成長調整剤	0.3	○	73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	除草剤	0.02	○
16	イブフェンカルバゾン	除草剤	0.02	○	74	ビリダフェンチオン	殺虫剤	0.002	○
17	イプロベンホス(IBP)	殺菌剤	0.09	○	75	ビリブチカルブ	除草剤	0.02	○
18	イミノクタジン	殺虫剤・殺菌剤	0.006	○	76	ピロキロン	殺虫剤・殺菌剤	0.05	○
19	インダノファン	除草剤	0.009	○	77	フィプロニル	殺虫剤・殺菌剤	0.0005	○
20	エスプロカルブ	除草剤	0.03	○	78	フェニロチオン(MEP) 注1)	殺虫剤・殺菌剤・植物成長調整剤	0.01	○
21	エトフェンプロックス	殺虫剤・殺菌剤	0.08	○	79	フェノブカルブ(BPMC)	殺虫剤・殺菌剤	0.03	○
22	エンドスルファン(ベンゾエビン) 注2)	殺虫剤	0.01	○	80	フェリムゾン	殺虫剤・殺菌剤	0.05	○
23	オキサジクロメホン	除草剤	0.02	○	81	フェンチオン(MPP) 注6)	殺虫剤	0.006	○
24	オキシ銅(有機銅)	殺虫剤・殺菌剤	0.03	○	82	フェントエート(PAP)	殺虫剤・殺菌剤	0.007	○
25	オリサストロビン	殺虫剤・殺菌剤	0.1	○	83	フェントラザミド	除草剤	0.01	○
26	カズサホス	殺虫剤	0.0006	○	84	フサライド	殺虫剤・殺菌剤	0.1	○
27	カフェンストロール	殺虫剤・除草剤	0.008	○	85	ブタクロール	除草剤	0.03	○
28	カルタップ	殺虫剤・殺菌剤・除草剤	0.08	○	86	ブタミホス 注1)	除草剤	0.02	○
29	カルバリル(NAC)	殺虫剤	0.02	○	87	ブプロフェジン	殺虫剤・殺菌剤	0.02	○
30	カルボフラン	代謝物	0.0003	○	88	フルアジナム	殺菌剤	0.03	○
31	キノクラミン(ACN)	除草剤	0.005	○	89	プレチラクロール	除草剤	0.05	○
32	キャプタン	殺菌剤	0.3	○	90	プロシミドン	殺菌剤	0.09	○
33	クミルロン	除草剤	0.03	○	91	プロチオホス	殺虫剤	0.007	○
34	グリホサート 注3)	除草剤	2	○	92	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05	○
35	グルホシネート	除草剤・植物成長調整剤	0.02	○	93	プロピザミド	除草剤	0.05	○
36	クロメプロップ	除草剤	0.02	○	94	プロベナゾール	殺虫剤・殺菌剤	0.03	○
37	クロロニトロフェン(CNP) 注4)	除草剤	0.0001	○	95	ブロモブチド	殺虫剤・除草剤	0.1	○
38	クロルピリホス 注1)	殺虫剤	0.003	○	96	ベノミル	殺菌剤	0.02	○
39	クロロタロニル(TPN)	殺虫剤・殺菌剤	0.05	○	97	ペンシクロン	殺虫剤・殺菌剤	0.1	○
40	シアナジン	除草剤	0.001	○	98	ベンゾビシクロン	除草剤	0.09	○
41	シアノホス(CYAP)	殺虫剤	0.003	○	99	ベンゾフェナップ	除草剤	0.005	○
42	ジウロン(DCMU)	除草剤	0.02	○	100	ベンタゾン	除草剤	0.2	○
43	ジクロベニル(DBN)	除草剤	0.03	○	101	ペンディメタリン	除草剤・植物成長調整剤	0.3	○
44	ジクロルボス(DDVP)	殺虫剤	0.008	○	102	ベンフラカルブ	殺虫剤・殺菌剤	0.02	○
45	ジクワット	除草剤	0.01	○	103	ベンフルラリン(ベスロジン)	除草剤	0.01	○
46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	殺虫剤	0.004	○	104	ベンフレセート	除草剤	0.07	○
47	ジチオカルバメート系農薬	殺虫剤・殺菌剤	0.005	○	105	ホスチアゼート	殺虫剤	0.003	○
48	ジチオピル	除草剤	0.009	○	106	マラチオン(マラソン) 注1)	殺虫剤	0.7	○
49	シハロホップブチル	除草剤	0.006	○	107	メコプロップ(MCPP)	除草剤	0.05	○
50	シマジン(CAT)	除草剤	0.003	○	108	メソミル	殺虫剤	0.03	○
51	ジメタメトリン	除草剤	0.02	○	109	メタラキシル	殺虫剤・殺菌剤	0.2	○
52	ジメトエート	殺虫剤	0.05	○	110	メチダチオン(DMTP)	殺虫剤	0.004	○
53	シメトリン	除草剤	0.03	○	111	メトミノストロビン	殺虫剤・殺菌剤	0.04	○
54	ダイアジノン 注1)	殺虫剤・殺菌剤	0.003	○	112	メトリブジン	除草剤	0.03	○
55	ダイムロン	殺虫剤・殺菌剤・除草剤	0.8	○	113	メフェナセット	除草剤	0.02	○
56	ダゾメット、メタム及びメチルイソシアネート	殺菌剤	0.01	○	114	メプロニル	殺虫剤・殺菌剤	0.1	○
57	チアジニル	殺虫剤・殺菌剤	0.1	○	115	モリネート	除草剤	0.005	○
58	チウラム	殺虫剤	0.02	○					

検査実施機関名

検査頻度	検査対象	検査項目	表示	検査機関	備考
毎日	供給水	基本	○	直営	
毎月	供給水	基本	◎	指定検査機関	
3ヶ月に1回	供給水	基本	◇	指定検査機関	
1年に1回	供給水	基本	△	指定検査機関	
1年に1回	原水	基本	▲	指定検査機関	
1年に1回	供給水・原水	目標設定項目	※×	指定検査機関	
隔月	原水	指標菌	*	指定検査機関	偶数月
隔月	原水	クリプトスポ リジウム	★	指定検査機関	奇数月